

年頭のご挨拶

—経過措置期限後の新たな食品表示ルールの適正な運用を期して—

新年あけましておめでとうございます。

皆様方には、令和になって初めてのお正月を、健やかで希望に満ちてお迎えのことと、お慶び申し上げます。

また、一般社団法人食品表示検定協会としましては、旧年中の皆様方からのご温情やご指導・ご鞭撻に対し、心から御礼申し上げますとともに、本年も引き続きのお力添えをお願い申し上げます次第です。

健全な食生活を実現する上で、毎日摂取する食品に関する情報を知ることが大切なことは言うまでもありません。食品の表示は、こうした情報の伝達媒体として日常生活において必要不可欠な機能を有しており、またその時々々の社会情勢に対応して食品表示のルールも変化してきました。

昨年も、遺伝子組換え表示に関する食品表示基準の改正やゲノム編集技術応用食品に関する表示の取り扱い方針の決定をはじめ、「食品表示の全体像」に関する議論も始まるなど様々な制度の動きが見られました。

一方、本年は、食品表示基準の経過措置(猶予)期間が3月末までとなっており、翌4月から一部を除きいよいよ全面適用となります。

新ルールに移行することにより、栄養成分表示が義務化されて消費者の健康の維持増進に役立つとともに、アレルギー表示もより厳密になり安全性に関する情報も充実されることとなります。さらに、加工食品の原料原産地表示も徐々に新ルールの適用が進んでくると思われます。

また、こうした状況を背景に、食品表示の監視も厳しくなることが予想されます。

ところで、本年は消費者基本法に基づく消費者基本計画の見直しの年でもあります。同計画においては、これまでも加工食品の原料原産地表示、インターネット販売食品の表示など要検討事項が示されきたところです。本年公表される新たな計画においては、高齢化の進展の中、年々義務表示事項が増えることにより、文字の大きさが小さくなり分かりにくくなってきたことを踏まえ、「食品表示の全体像」を見直す方針が示され、食品表示事項の優先順位やWeb媒体の活用に関する本格的な検討が始まる予定です。

いずれにしましても、年々複雑化してきた食品表示を正しく理解し、積極的に活用するために、そのルールに関する自分自身の理解度を客観的に評価することはきわめて有効であり、毎年全国各地で開催している食品表示検定協会の検定試験はその一助となってまいりました。

弊検定協会は、昨年創設10周年を迎え、これまで延べ約13万人の方々を受験されております。このような実績を得られたことは、ひとえに皆様方のご支援・ご鞭撻のおかげであり、心から御礼申し上げますとともに、本年も食品表示検定に果敢にチャレンジされ、豊かで健全な食生活を実現していただくことで幸多き年となりますことを祈念する次第です。

(以上、令和2年1月吉日)